

平成30年4月から 介護保険制度が変わりました！

◎65歳以上の方(第1号保険者)の介護保険料

介護保険制度は平成12年度からスタートし、3年ごとに介護保険事業計画を策定しています。高齢者が介護の必要な状態になっても、住み慣れた地域で暮らし続けられるよう必要なサービスを確保するため、平成30年度から第7期介護保険事業計画を策定しました。

これに基づき、平成30～32年度の3年を通じて介護保険が健全に運営できるよう、所得や住民税の課税状況に応じて9段階に設定された区分により介護保険料額を改定しました。保険料の納付につきまして、ご理解とご協力をお願いします。

第7期（平成30年度～平成32年度）介護保険料

区 分	対 象	年間保険料額
第1段階 基準額×0.45	<ul style="list-style-type: none"> ■生活保護を受けている方 ■世帯全員が住民税非課税の方で、老齢福祉年金を受給している方 ■世帯全員が住民税非課税の方で、本人の前年課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方 	35,100 円
第2段階 基準額×0.75	<ul style="list-style-type: none"> ■世帯全員が住民税非課税で、本人の前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が、80万円超120万円以下の方 	58,500 円
第3段階 基準額×0.75	<ul style="list-style-type: none"> ■世帯全員が住民税非課税で、本人の前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が、120万円超の方 	58,500 円
第4段階 基準額×0.90	<ul style="list-style-type: none"> ■世帯の誰かに住民税が課税されているが、本人は住民税非課税で前年の課税年金収入額と合計所得金額が80万円以下の方 	70,200 円
第5段階 【基準額】	<ul style="list-style-type: none"> ■世帯の誰かに住民税が課税されているが、本人は住民税非課税で前年の課税年金収入額と合計所得金額が80万円超の方 	78,000 円
第6段階 基準額×1.20	<ul style="list-style-type: none"> ■本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が120万円未満の方 	93,600 円
第7段階 基準額×1.30	<ul style="list-style-type: none"> ■本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が120万円以上200万円未満の方 	101,400 円
第8段階 基準額×1.50	<ul style="list-style-type: none"> ■本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が200万円以上300万円未満の方 	117,000 円
第9段階 基準額×1.70	<ul style="list-style-type: none"> ■本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が300万円以上の方 	132,600 円

老齢福祉年金？	明治44年(西暦1911年)4月1日以前に生まれた方など、一定の所得がない方や、他の年金を受給できない方に支給される年金です。
課税年金収入額？	国民年金・厚生年金・共済年金等の課税対象となる種類の年金収入額のことです。 ※障害年金・遺族年金・老齢福祉年金等は含みません。
合計所得金額？	合計所得金額とは、収入金額から必要経費等（給与の場合は給与所得控除額、公的年金等の場合は公的年金等控除額）を差し引いた金額の合計額で、扶養控除や医療費控除などの所得控除をする前の金額です。平成30年4月からは、合計所得金額から「長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除額を控除」及び「公的年金等に係る雑所得を控除（所得段階が第1～5段階のみ）」した金額です。